

議案第 1 2 9 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
3 4	1	市 ノ 坪 第 2 1 2 号 線	中原区 市ノ坪	5 4 8 番 1 3 9 先
			中原区 市ノ坪	5 4 8 番 1 0 5 先
3 5	2	梶 ケ 谷 第 8 4 号 線	高津区 梶ケ谷 6 丁目	1 4 番 3 先
			高津区 梶ケ谷 6 丁目	1 4 番 6 7 先
3 6	3	宿 河 原 第 3 0 0 号 線	多摩区 宿河原 5 丁目	2 0 4 6 番 1 5 先
			多摩区 宿河原 5 丁目	2 0 4 6 番 2 5 先
3 7	4	王 禅 寺 東 第 4 号 線	麻生区 王禅寺東 4 丁目	1 7 9 8 番 5 先
			麻生区 王禅寺東 4 丁目	1 7 9 9 番 3 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
3 8	5	菅 生 第 2 9 8 号 線	宮前区 菅生ケ丘	2 5 2 1 番 1 先
			宮前区 菅生ケ丘	2 5 0 3 番 4 先

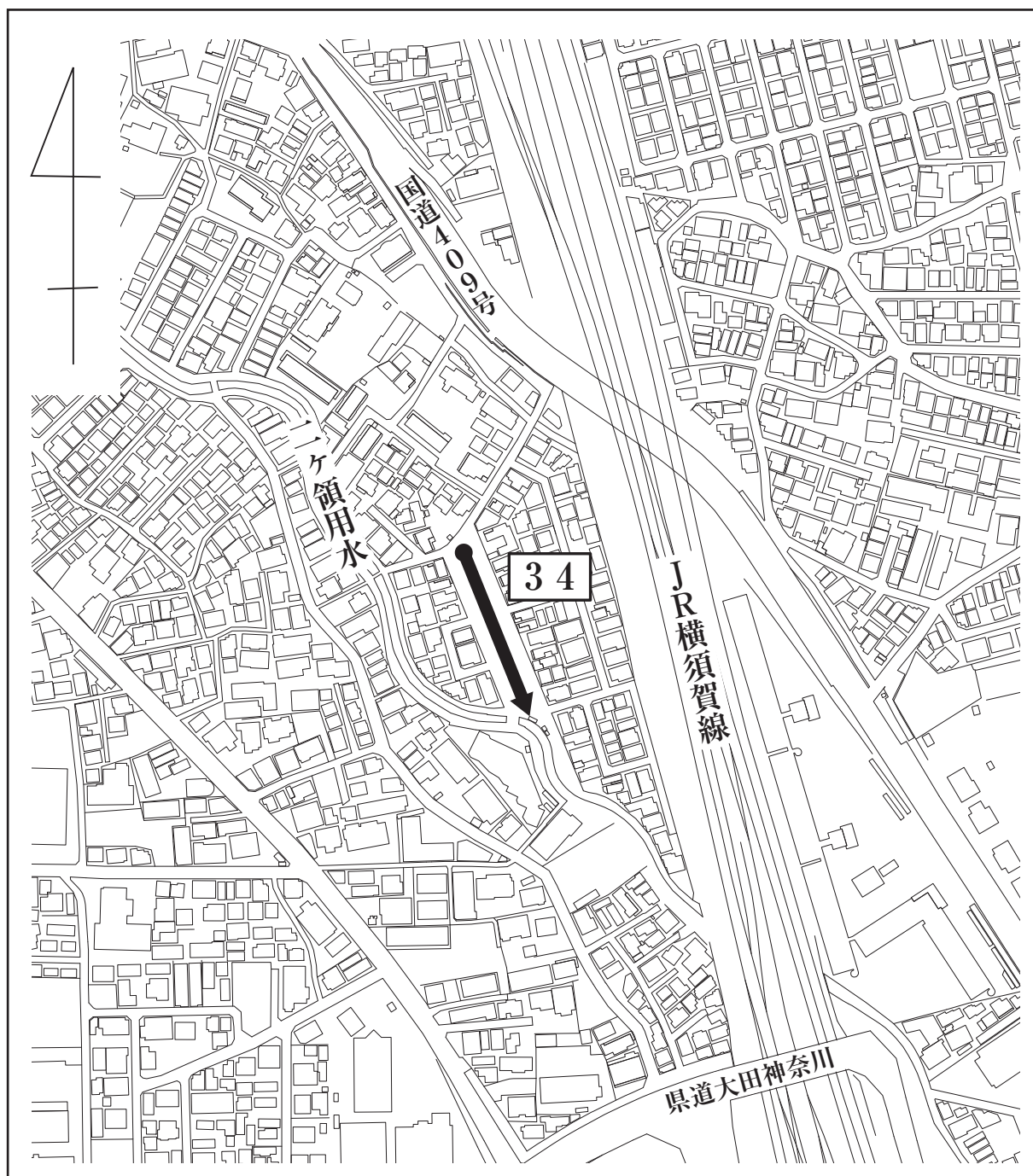
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（中原区市ノ坪地内）

整理番号 3 4



認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区梶ヶ谷 6 丁目地内）

整理番号 3 5



認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区宿河原 5 丁目地内）

整理番号 3 6



認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区王禅寺東4丁目地内）

整理番号 3 7



廃止理由

図面番号⑤

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区菅生ヶ丘地内）

整理番号 3 8

